

第19回 国会

2006.4.11 室蘭・憲法を学ぶ会
奥野恒久（室蘭工業大学）

第41条：国会は、国權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第43条： 両議院は、全國民を代表する選挙された議員でこれを構成する。

（1）国会の地位

国民の代表機關

・二つの「代表」理解

a、選挙母体の代表…代表者は選挙人の意思に拘束（命令的委任）

b、全国民の代表…代表者は選挙母体に拘束されることなく自由に行動（自由委任）

・日本国憲法における「代表」

「議員は、自分の選出母体の利害を代表すると同時に、しかし、それに拘束されるのではなく、国民全体の立場から行動することが求められている」

議員が、地元利益の誘導に奔走することは、憲法43条と相いれない

國權の最高機關

a、統括機關説…明治憲法下の天皇（統治権の総攬者）に代わり、国会が多数の國家機關を統括

b、政治的美称説…国会が主権者国民に最も近いところにあるので、最高と権威づけをしたにすぎない

c、最高責任機關説…主権者の委任に応えて国政全般の動きをたえず注視し、円滑な運営をはかる

唯一の立法機關

・「立法」の意味

a、「國民の権利を制限し、義務を課す法規範」の定立（19C.ドイツの概念）

b、「直接に國民を拘束し、または、少なくとも國家と國民との關係を規律する成文の一般的法規範」の定立

c、一般的・抽象的法規範の定立 特定の人や特定の事件を名指しした法律は、平等原則に違反

・国会中心立法（国会が立法権を独占） 緊急勅令・独立命令は認められない／行政機関に認められるのは、執行命令（法律を実施するための命令）と委任命令（法律に委任された事項を定める命令）のみ

委任は、個別・具体的でなければならず白紙委任は許されない

「職員は、…選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない」（国公法 102 条）／政治的行為とは、政治的目的（特定の候補者や政党・政治団体の支持・反対等）のために職名を利用したり、勧誘運動をすること（人事院規則 14-7）

・国会単独立法（他の機関の関与なしに国会の議決のみで法律が成立） 地方自治特別

法の住民投票（憲法 95 条）は住民自身による立法として問題ない / 内閣による法律案提出（約 90 %）には異論がある

（2）国会の組織

二院制（一般に上院（第二院）と下院（第一院））

- ・比較憲法的に見た場合の、上院の構成

- a、連邦型…連邦の各構成国（州）の意思を代表 - アメリカ合衆国

- b、貴族院型…貴族的・保守的階層を代表することで民意を抑制 - イギリス

- c、民選議会型 - 日本の参議院

- ・日本国憲法下での二院制の意義 審議や立法権限の行使を慎重に行う。両院議員の選出時期や方法を異ならせることで、国民の多元的な意思を反映させる 1980 年 6 月や 1986 年 6 月の「衆・参同日選挙」は、二院制の意義を損なうもので許されない

- ・両院同時活動の原則（同時に召集、開会、閉会）各議院独立活動の原則（各議院が独立して議事・議決を行う）は、二院制の意義からの帰結

会期（国会の召集から閉会または解散までの期間）制

- ・会期不継続の原則…前の会期の国会の活動と後の会期の国会の活動は、継続性をもたない / 与党法案を「審議未了」に追い込む野党の手段 議決により付託された案件は「継続審議」として後会に継続

前会に費やされた時間と知能は葬られてよいのか？

選挙期をこえて、総選挙前後の継続を認めることは、「新しい国民意思の反映の効果をいちじるしく弱めるものであり、憲法上も許されない」

（3）議員の特権

不逮捕特権…議員は、法律の定める場合を除いては、国会の開会中に逮捕されない

- ・不逮捕特権の目的

- a、議員の身体的自由保障説…政治権力による不当な弾圧逮捕を抑止

- b、議院の活動保障説

- ・「法律の定める場合」

- 院外における現行犯罪（不当逮捕のおそれが少ない） / 所属議院の許諾がある場合

- ・所属議院の許諾判断基準

- a、逮捕請求の理由が正当か否か

- b、逮捕請求を受けた議員が議院活動にとって特に必要か否か

免責特権…議院における議員の言論活動を最大限保障するため、他の国家機関や主権者

- ・国民からの法的独立を確保（51条）

- ・免責の範囲 - 国会議員 / 大臣の資格で行った演説等には免責は及ばない

- ・免責の内容 - 法上（民事上・刑事上）の責任 国民一般や選挙人からの政治責任の追求や所属政党による除名等の制裁は、無関係

(4) 議院の国政調査権

国政調査権の性格

- a、独立権能説 国権の最高機関としての国会
- b、補助的権能説…国会ないし議院の諸権能を行使するための補助的手段
浦和事件（戦後直後）をめぐる対立

最近では、国民の知る権利に応えるとの立場が有力

国政調査権の限界

- ・司法権独立との関係
- ・個人の人権・プライバシーとの関係
- ・司法権との関係

【参考文献】渋谷秀樹『憲法への招待』(岩波新書) P.184 ~ 191